

日刊 磐城時報

編輯兼發行所 磐城時報社
印刷所 磐城時報印刷部
電話 二五五
郵便番号 一四〇
代金 一月五元 三月十五元 半年三十元 一年六十元
廣告料 一行一円 一月十元 三月三十元 半年六十元 一年一百元
日刊(日曜、祭日)休刊

桑原庸夫の公判

犯行をすらくと自白 満場立錐の余地なき雑踏 けふ平支部で開廷

平郵便局庶務係書記桑原庸夫(三八)に係る郵便局切手、収入印紙代の横領事件の公判は、四日午前九時から平支部中島裁判長係り武田検事立會、被告の外證人として平郵便局長田村彦四郎氏出廷の上開廷、傍聴席には警備局警備生徒數十名並に平郵便局長等で満場立錐の余地なき雑踏、裁判長は型の如く住所氏名年輪を質した後武田検事が公判理由を述べ直ちに訊問に入つた、この日被告桑原は銘仙緋の袴に羽織を纏ひセルの袴をつけ頭は豪遊當時のおもかげになき坊主刈とし、あごひげさへもの桑原庸夫の取調は午前十一時、武田検事は大體左の如く出廷、裁判長の問ひに對し全部つたが、武田検事は大體左の如く否認する事なく神明に犯行を自白し、裁判長は桑原の問答をた。判決言渡は十一月九日午前九時、武田検事の論告左の如く。

情状憎んで余ある... 武田検事が論告 懲役三年を求刑

近來の傾向として相當教育をうけたものが地位を悪用して犯罪を行ふものが多いが、之は最も憎むべき行為で、桑原の如きも通信事務員といふ地位にあるのを奇貨として智能的に犯罪を計劃したもので、而も横領金一萬五千圓は全部酒食に費消したに至つては情状憎んで余ある、同人には横領

の外、公文書破毀、文書偽造以上の事實により刑法第二五三の犯罪もあるが之は起訴しな條並に二五五條を適用し懲役三年を求刑する。

鈴木平吉老を中心にして 小名濱後援會生る

有志の賛成を得て 商港活用の大計劃

平町出身鈴木平吉翁は小名濱商港修築工事起工一週年紀念として有志と圖り小名濱後援會を組織す。一、太平洋彼岸大陸と航路開拓を期する事。二、國防沿岸防備に關する事。三、名港を中心として太平洋沿岸唯一の商港たらしむる事。四、陸海産物加工業地帯として隨一の資源地の利用の事。五、東北、北海道、樺太、關東、關西、四國、九州各地の船舶物資集散地たらしむる事。等の目的を貫徹すべく關係有志の賛成を得て運動を開始したが事務所は石城郡小名濱町上町五八、東京市は本郷區東片町六九東洋社に置き、基金相當額に於て財團法人として試験場を經營する等である。同會の賛成者左の如くである。

秋晴れの高月臺上 數萬の人数で賑はふ

さのふ炭礦体育競技 遺憾ながら中止となる

▲前代議士 平島松尾、赤坂龜次郎、星一、半谷清壽、松本孫右衛門、安島重三郎、中陸上體育競技大會は三日午前九時、鈴木平吉翁、菅野善右衛門、鈴木周三郎、菅野善右衛門、菅野九衛門、石射文五郎、佐藤富重郎、金澤安之助、貴族院議員 橋本善右衛門、根本祐太郎、代議士 大島要三、栗山博、屈切善兵衛、鈴木寅彦、木村清治、菅村太事、八田宗吉、比佐高平、氏家清、林平馬、助川啓四郎、小名濱町長鈴木榮、佐藤庄太郎、荒川清一、菅波龜吉、佐藤八之助、栗原一郎、關根源四郎、熊田庄藏、御子榮覺之助、田邊清、渡邊繁太郎、江島博、清水毅、山田忠正、服部喜一郎、佐藤信藏、遠藤長次郎、佐久間榮吉、生江義勝、佐藤直司郎、丹野幸右衛門、橋本善兵衛、渡邊綱山、岩上幸吉、神波信藏、宮川常助、福田博光、佐賀敬哉、菅野今朝松、草野庄平、高岡平太郎、加納喜太郎、作田常治、角地藤太郎、堀井定吉、野村留助、藤岡兵衛、五十嵐信之助、岡田穎一、志賀有、大川原長吉、石井首美、門馬保力、であつた。

水難救濟會 表彰さる

石城郡四倉町水難救濟會は過般四倉町石井鐵二郎所有艇船が双葉郡富岡町海岸の暗礁に乗り上げた際、會員百名が出動して救済した功により知事から表彰された。

好問優勝

石城郡教育會主催濱三郡教員庭球大會は三日午前十一時から平町平商業學校庭で舉行、参加組二十二組、結果左の如く好問校組が三年連勝した。准々決勝以下の戦跡左の如くである。

第1組	藤田 4-0	第2組	藤田 4-0
第3組	藤田 4-0	第4組	藤田 4-0
第5組	藤田 4-0	第6組	藤田 4-0
第7組	藤田 4-0	第8組	藤田 4-0
第9組	藤田 4-0	第10組	藤田 4-0
第11組	藤田 4-0	第12組	藤田 4-0
第13組	藤田 4-0	第14組	藤田 4-0
第15組	藤田 4-0	第16組	藤田 4-0
第17組	藤田 4-0	第18組	藤田 4-0
第19組	藤田 4-0	第20組	藤田 4-0
第21組	藤田 4-0	第22組	藤田 4-0

逃げた経路

郵便切手並に収入印紙は一圓以下のものを一萬枚宛入つてある袋の一隅を鋭利な剃刀で切り開き中からその一部分を取り出し取り出した量と同様の紙片を入れて誤魔化し切斷箇所には日本紙の薄紙を張つて

近來の傾向として相當教育をうけたものが地位を悪用して犯罪を行ふものが多いが、之は最も憎むべき行為で、桑原の如きも通信事務員といふ地位にあるのを奇貨として智能的に犯罪を計劃したもので、而も横領金一萬五千圓は全部酒食に費消したに至つては情状憎んで余ある、同人には横領

